

お知らせ

祝日の可燃ごみ収集
 11月23日(勤労感謝の日)は収集します。お尋ね市クリーン推進課(☎② 2428)

家庭用小型焼却炉を回収します
 不用になった家庭用の焼却炉を回収します。町内会などの実態調査に申し込みをなかった人で、回収を希望する場合は、12月20日までに、市クリーン推進課にお申し込みください。お尋ね市役所同課

地価一覧表をご覧ください
 ところ市役所6階行政資料閲覧コーナー、各支所、市立図書館
 内容①公示価格(地価公示法に

競輪補助で陸上競技場の新スタンドが完成しました

総合グラウンド陸上競技場のメインスタンドの両側に、新たに約800人収容のスタンドが完成しました。これは、(財)佐世保市体育振興会が、日本自転車振興会の助成を受けて建設したものです。新スタンドの下の部分には、選手控室や会議室などが整備されました。



■お尋ね 総合グラウンド (☎④ 3125)

より国土交通省が1月1日現在で調べ、3月末に公示したもの)②標準価格(国土利用計画法により県知事が7月1日現在で調べ、9月末に告示したもの) ※市内の土地を利用現況別に約百三十カ所を選び、不動産鑑定士の評価を基に1平方メートル当たりの価格で表示しています。お尋ね市役所用地課

法務なんでも相談所が開設
 とき、ところ11月26日10時、松浦町・産業会館12月13日10時、相浦地区公民館 相談内容家庭内・職場・近隣の問題、相続・登記など ※相談無料、秘密厳守 お尋ね長崎地方法務局佐世保支局総務課(☎④ 4850)

女性の悩み相談所が開設
 とき11月21日10時16時

ろアルカスSASEBO2階・スピカ、佐々町役場 相談内容婚姻・離婚・職場などの問題 ※相談無料、秘密厳守 お尋ね長崎地方法務局佐世保支局総務課

女性相談のご利用を、スピカの開所時間に変更
 相談日、時間水曜と祝日を除く毎日、9時16時 場所アルカスSASEBO2階・スピカ ※市の女性相談員が相談に応じます。暴力などから身を守るための保護施設の窓口でもあります。(裏表紙・テレホンガイドをご覧ください) 11月17日は「全国豊かな海づくり大会」開催のため、開所は13時からとなります。9時13時は電話相談だけ応じます。お尋ね市役所(☎③ 3828)

平成13年改正法に伴い、戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給
 受付期限平成16年9月30日 ※申請書類は市役所市民生活課で配布中 お尋ね市役所同課

身に覚えのない出会い系サイトの料金を請求されたら
 業者から身に覚えのない携帯電話などの利用料を請求されたら次のことにご注意を▼請求には応じない▼業者から脅迫などを受けたときは警察へ▼住所・氏名などの個人情報漏らさない お尋ね市役所同課

国保税は納期内に納めましょう
 保険税を長期間滞納すると保険証の有効期間が短くなったり、診療費を一時的に全額(10割)自己負担しなければならぬ場合があります。お尋ね市役所国民健康保険課

人間ドックで体と歯のチェックを
 ▼短期(半日)人間ドック 対象30歳69歳の本市国保加入者 受診場所市内の各指定医療機関 自己負担金八千円 定員先着四百二十人 受け付け市役所国民健康保険課、各支所 ▼歯科ドック 対象20歳69歳の本市国保加入者 受診場所佐世保市歯科医師会指定の医療機関 自己負担金二千五百円 定員先着百人 受け付け同医療機関 お尋ね国民健康保険課



扶養親族等申告書は期限までに提出を

高齢や退職のため年金を受給する場合は雑所得となり、年金支給のときに所得税が源泉徴収されています。各種控除を受けるために

社会保険庁から送付された申告書で申告を 申告期限12月2日 お尋ね佐世保社会保険事務所(☎④ 1148)

下水道の普及促進にご協力を
 公共下水道が利用できるようになると、区域内の建物の所有者は3年以内に水洗トイレへ切り替えなければなりません。住みよい街づくりのため、ご理解とご協力を。トイレの水洗化の工事は、水道局の指定工事店へ。資金の貸付制度もあります。お尋ね水道局下水道管理課(☎④ 1151)

メーターから蛇口までの水道管に破損があったら
 破損や水漏れを見つけたら、佐世保上下水道管工センター(☎④ 6362) 水道局の指定給水装置工事業者にご連絡を ※道路などの水漏れは水道局給水課か営業所にお知らせください。お尋ね水道局給水課(☎④ 1151)、東部営業所(☎③ 3326)、西部営業所(☎④ 2366)

より安全でおいしい水を飲むために
 長期間留守にした後や、朝一番に水を使用する場合、消毒用の塩素が少なくなっていることがあります。昭和53年3月以前に設置された水道管は鉛管が使用されている可能性があります。鉛が溶け出すこ

市消費生活センター(☎② 2591)

住宅用地などの申告を

▽住宅用地の申告 居住用家屋の敷地は非住宅用地に比べ、特例措置で固定資産税が安くなります。対象は家屋の新築、解体など用途の変更があった人。▽現所有者が亡くなり、それらを所有することになって、相続登記をしていない人 ※現所有者申告書による平成15年度の納税義務者の変更は11月29日受け付け分まで。▽家屋滅失申告 対象は災害などで家屋の一部または全部を取り壊した人。申告先、お尋ね市役所資産課

平成14年分の年末調整説明会
 とき11月26日13時30分15時 ところアルカスSASEBO お尋ね佐世保税務署(☎② 2161)

電話加入権を公売します
 とき11月22日10時 ところ市役所3階・理事者控室 お尋ね市役所納税課

11月は国民健康保険税第6期分の納付月
 忘れずに納付を。納付には便利な納税組合口座振替をご利用ください。お尋ね納税課

人権シリーズ

長崎県同和問題啓発強調月間
 【11月11日～12月10日】
 「じんけんは21世紀のキーワード」
 現在でも、同和地区に生まれたというだけのいわれない差別が存在しています。同和問題が正しく理解され、差別のない社会が実現するためには、皆さんが同和問題を自分の課題として捉え、差別を許さない心を養うことが大切です。
 ■お尋ね 市役所同和对策室

査します。お尋ね市選挙管理委員会事務局、佐世保検察審査会事務局(☎② 9175)

農業委員会委員の選挙人名簿申請書の提出を

来年1月1日現在で同名簿を作成。申請書は各農協支部長を通じて有資格世帯に配布。対象昭和58年4月1日までに生まれた市内在住者で次のいずれかに該当する人
 ①10以上の農地を耕作している農業経営者 ②農業経営者と同居している親族またはその配偶者(内縁を除く) ③農業生産法人の組合員、社員 ※②③は年間おむね60日以上耕作に従事している人。提出11月30日までに所属の農協支部長へ。お尋ね市選挙管理委員会事務局